

## 人々を重大事故の崖っぷちに導くような

### 4 閣僚の判断基準はけっして認められないと表明してください

活断層 3 連動に関し、

国の指針に基づく地震動評価と、それに基づく耐震安全性評価を、  
再稼働の前に実施するように福井県や国に求めてください

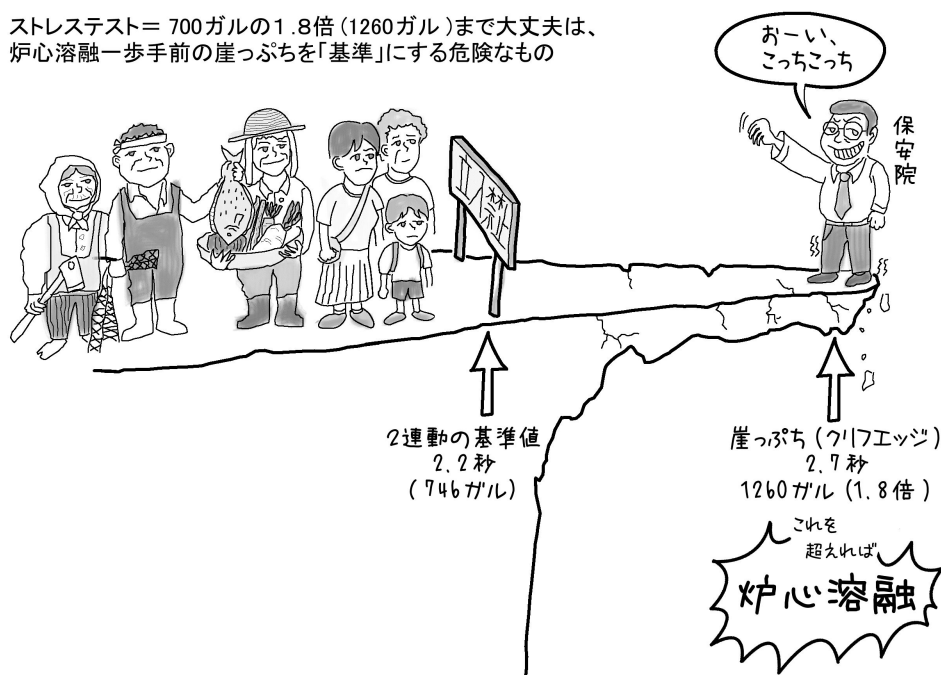
おおい町長 時岡 忍 様

野田首相と 3 閣僚は、4 月 6 日に「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」を決定し、3 つの基準を示しました。関西電力は、4 月 9 日に工程表をだし、4 閣僚はその日のうちにそれをおおむね基準に適合していると認めました。今週中にも福井県やおおい町に対して、再稼働の同意を得るために枝野経済産業大臣が福井県を訪れようとしています。

しかし、4 閣僚の判断基準は、以下に述べるように、人々を重大事故の崖っぷちに導くような危険なものです。また、活断層の 3 連動については、国の指針に違反した 760 ガルという過小評価のままで、さらに、制御棒挿入時間等の耐震安全性評価は、再稼働と切り離して行うとしています。

このような状況で再稼働が行われることに、おおい町や福井県内はもとより、関西一円、岐阜などの「被害地元」の自治体や住民は大きな危惧を抱いています。また、福島原発事故を決して繰り返してはならないとの強い気持ちを持つ全国の人々も、おおい町と福井県の姿勢を注視しています。

ストレステスト = 700 ガルの 1.8 倍 (1260 ガル) まで大丈夫は、  
炉心溶融一歩手前の崖っぷちを「基準」にする危険なもの



下記の疑問について、おおい町として検討され、また県や県の安全専門委員会で議論されるように求めてください。要望事項に答えてください。

### 1. 全電源喪失時の対策－急斜面の下に配置された発電機は役に立つのでしょうか？

4 閣僚の判断基準（1）では、これまでの緊急安全対策が実施されていることが基本的要件になっています。

全電源喪失の対策として、電源車、発電機は最も重要な役割を果たすものです。関電が行った急斜面の安全性評価は、700ガルで「原子炉施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こさないことを確認した」となっています。（2月29日 関電発表。別紙資料参照）  
[http://www.kepco.co.jp/pressre/2012/\\_icsFiles/afieldfile/2012/02/29/0229\\_1j\\_01.pdf](http://www.kepco.co.jp/pressre/2012/_icsFiles/afieldfile/2012/02/29/0229_1j_01.pdf)

しかし、例えば関電の検討では「A断面」の斜面のすべり評価では、4号機原子炉建屋まで土砂が押し寄せています。これでは、斜面と建屋の間に配置される発電機も同様に土砂に埋もれて役に立たなくなるのではないのでしょうか。

また、評価は700ガルでしか行われておらず、活断層の3連動の場合に関電と保安院が示している760ガル、またストレステストの1260ガルでの評価も示されていません。

### 2. 4 閣僚の判断基準は、これまでの耐震安全性評価をないがしろにし、炉心溶融を運転再開の判断基準とする、極めて危険なものです。このようなものを基準としていいのでしょうか？

4 閣僚の判断基準（2）は、福島第一原発を襲ったような地震・津波が来襲しても、同原発事故のような燃料損傷には至らないことを国が確認していることです。これは、ストレステスト1次評価に合格していることが実質的な要件となっています。これは、ストレステストのクリフエッジ（崖っぷち）、すなわち炉心溶融に至らないことを基準とすることになります。これまでは、耐震安全性評価によって、安全余裕を取り入れた基準が決められていました。ところが、今回の判断基準では、これまでの基準をないがしろにし、炉心溶融にいたるかどうかを判断基準にしてしまっています。人々をこんな危険な状況まで追い込んで、それを再稼働の判断基準にするなど、こんな危険なことはありません。

4 閣僚は、この判断基準について、大飯原発だけでなく、全ての原発の再稼働の判断基準であると述べています。このような判断基準は撤回されるべきではないのでしょうか。

### 3. まだ実施されていない対策があるのに再稼働していいのでしょうか？

4 閣僚の判断基準（3）は、「更なる安全性・信頼性向上のための対策の着実な実施計画が事業者により明らかにされていること」等です。

なぜ必要で重要な対策なのに運転開始前の実施を求めないのでしょうか。たとえば、フィルター付きベント設備や免震事務棟の設置は15年度中なので3年以上後になります。その間に福島第一原発のような事故が起こればどうなるのでしょうか。

#### 4. 活断層3連動の地震動評価と耐震安全性評価は、再稼働と切り離していいのでしょうか？

大飯3・4号の耐震安全性で最も厳しい評価状況にあるのは、制御棒挿入性で、評価基準値2.2秒に対して評価値が2.16秒と余裕が2%しかありません。活断層の3連動の場合、仮に過小評価の760ガルだとしても、評価値は評価基準値2.2秒を超えるのは確実です。そのためか、この従来の評価基準値を捨て去って、いきなりクリフエッジの1260ガルより低いから問題ないという「基準」が持ち出されています。評価基準値の2.2秒は、燃料被覆管は1200℃を超えてはいけないという点を判断基準として（「軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の性能評価指針」）、それより相当手前の仕様を評価基準値とした安全側の考えです。このような耐震安全性の評価について、保安院は、「再稼働とは切り離す」と述べています（4月6日付保安院回答。別紙）。

3連動の地震動評価について、関電は760ガルと評価し、保安院はそれを妥当と認めました。また、760ガルに基づいて、耐震安全性評価を実施することが必要だとの見解を示しています（3月28日「地震・津波に関する意見聴取会」）。国の「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」では、地震動について、2つの方法（応答スペクトルに基づく評価と断層モデルを用いた手法による地震動評価）で評価することを求めています。しかし「760ガル」は、1つ方法（断層モデル）だけの評価です。これは明かに指針に違反しています。

再稼働の前に、まずは、活断層の3連動に関して、国の指針に基づいて地震動評価と行い、それに基づき機器や制御棒挿入時間についての耐震安全性評価を行うべきではないでしょうか。

#### 要 望 事 項

1. 人々を重大事故の崖っぷちに導くような、4閣僚の判断基準はけっして認められないと表明してください。

2. 活断層3連動に関し、国の指針に基づく地震動評価と、それに基づく耐震安全性評価を、再稼働の前に実施するよう、福井県や国に求めてください。

2012年4月13日

原発設置反対小浜市民の会  
プルサーマルを心配するふつうの若狭の民の会  
グリーン・アクション  
美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

連絡先団体：

美浜の会 大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581